

第4号様式(第4条関係)  
(表)

屋 外 廣 告 物 許 可 書

7 多建管許第2416号

申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地

氏 名 京王電鉄バス株式会社  
代表取締役社長 宮坂 周治 様

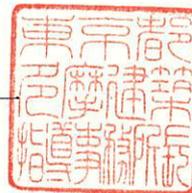
〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 8年 2月20日付けで申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物  
条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 2月25日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜



記

- 1 広告物の種類 車体利用広告
- 2 表 示 又 は 設 置 の 場 所 小金井市本町五丁目3-31 (小金井営業所)
- 3 表 示 内 容 バス車体 (長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 24枚
- 5 許 可 期 間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 6 屋外広告物 住 所  
管 理 者 氏 名  
資 格
- 7 許 可 条 件
  - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
  - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
  - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
  - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
  - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
  - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)



第4号様式(第4条関係)  
(表)

屋 外 広 告 物 許 可 書

7多建管許第2414号

申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地

氏 名 京王バス株式会社  
代表取締役社長 宮坂 周治 様

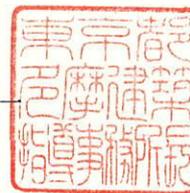
〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 8年 2月20日付けで申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物  
条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 2月25日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜



記

- 1 広告物の種類 車体利用広告
- 2 表 示 又 は 設 置 の 場 所 調布市国領町六丁目6 (調布営業所)
- 3 表 示 内 容 バス車体 (長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 35枚
- 5 許 可 期 間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 6 屋外広告物 住 所  
管 理 者 氏 名  
資 格
- 7 許 可 条 件
  - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
  - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
  - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
  - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
  - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
  - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)



第4号様式(第4条関係)  
(表)

屋 外 廣 告 物 許 可 書

7 多建管許第2412号

申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地

氏 名 京王バス株式会社  
代表取締役社長 宮坂 周治 様

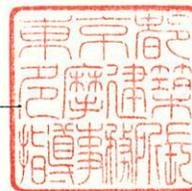
〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 8年 2月20日付けで申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物  
条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 2月25日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜



記

- 1 広告物の種類 車体利用広告
- 2 表示又は 府中市晴見町二丁目22 (府中営業所)  
設置の場所
- 3 表示内容 バス車体 (長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 85枚
- 5 許可期間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 6 屋外広告物 住 所  
管理者 氏 名  
資 格
- 7 許可条件
  - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
  - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
  - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
  - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
  - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
  - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)



第4号様式(第4条関係)  
(表)

屋 外 広 告 物 許 可 書

7 多建管許第2410号

申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地

氏 名 京王バス株式会社  
代表取締役社長 宮坂 周治 様

〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 8年 2月20日付けで申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物  
条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 2月25日

東京都多摩建築指導事務所長  
茂木 竜



記

- 1 広告物の種類 車体利用広告
- 2 表 示 又 は 設 置 の 場 所 小金井市本町五丁目3-31 (府中営業所小金井支所)
- 3 表 示 内 容 バス車体 (長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 12枚
- 5 許 可 期 間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 6 屋外広告物 住 所  
管 理 者 氏 名  
資 格
- 7 許 可 条 件
  - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
  - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
  - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
  - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
  - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
  - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)



第4号様式(第4条関係)  
(表)

屋 外 廣 告 物 許 可 書

7 多建管許第2415号

申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地

氏 名 京王バス株式会社  
代表取締役社長 宮坂 周治 様

〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 8年 2月20日付けで申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物  
条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 2月25日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜



記

- 1 広告物の種類 車体利用広告
- 2 表 示 又 は 設 置 の 場 所 日野市落川889-1(1F) (桜ヶ丘営業所)
- 3 表 示 内 容 バス車体 (長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 69枚
- 5 許 可 期 間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 6 屋外広告物 住 所  
管 理 者 氏 名  
資 格
- 7 許 可 条 件
  - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
  - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
  - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
  - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
  - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
  - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)



第4号様式(第4条関係)  
(表)

屋 外 廣 告 物 許 可 書

7 多建管許第2411号

申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地

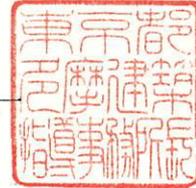
氏 名 京王バス株式会社  
代表取締役社長 宮坂 周治 様

〔法人にあつては、その事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 8年 2月20日付けで申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物  
条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8年 2月25日

東京都多摩建築指導事務所長  
茂木 竜一



記

- 1 広告物の種類 車体利用広告
- 2 表 示 又 は 多摩市南野一丁目1-1 (多摩営業所)  
設 置 の 場 所
- 3 表 示 内 容 バス車体 (長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 45枚
- 5 許 可 期 間 令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 6 屋外広告物 住 所  
管 理 者 氏 名  
資 格
- 7 許 可 条 件
  - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
  - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
  - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
  - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
  - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
  - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)